

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（案）」に関する意見募集の結果について（案）

平成 26 年 月 日  
特定個人情報保護委員会事務局

特定個人情報保護委員会においては、本年 10 月 29 日（水）から 11 月 27 日（木）まで「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（案）」につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、この意見募集に対して 19 の個人又は団体から延べ 30 件の御意見が寄せられ、これら御意見に対する当委員会の考え方について、別紙のとおり取りまとめました。

※ 別紙の「御意見等に対する考え方」には法律名を省略して記載していますが、正式な法律名は次のとおりとなります。

番号法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

行政機関個人情報保護法：行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）

独立行政法人等個人情報保護法：独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）

また、お寄せいただいた御意見を踏まえて必要な修正を行った上で、本日、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」を定めましたのでお知らせします。

御意見をお寄せいただいた皆様には感謝申し上げますとともに、引き続き、当委員会の活動に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（案）」に関する意見募集の結果について（案）

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	<p>（該当箇所） P1（第1はじめに） （意見） 番号法では、個人番号を利用するにあたって個人のプライバシー等の権利利益の保護が重要であり、そのため、特定個人情報保護評価という特別な措置も講ずることとなっていることから、「はじめに」の第3パラグラフのところにおいて、「番号法においては、個人のプライバシー等の権利保護に関する国民の懸念等に対応するため、一般法に定められる特例措置として・・・」と明記してはどうか。 また、ガイドライン全体において「権利利益の侵害」などの表記が散見されるが「プライバシー等の権利利益の侵害」としていないのは特別な意味があるのか。 （理由） 行政機関等においては、個人番号の不適切な利用が為された場合、重要なプライバシー侵害になるおそれが大である。</p>	<p>本ガイドラインは、番号法第4条及び第37条に基づき、行政機関等及び地方公共団体等が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針として定めることを目的としていることから、原案の記述としています。</p>
2	<p>（該当箇所） P1～2 第1はじめに P11～12 第3－4 番号法の特定個人情報に関する保護措置 （意見） 本法の示す仕組みでは、個人番号利用事務等に従事する者又は従事していた者の方が、個人番号関係事務実施者よりも違反をした際の被害や影響の範囲が甚大で深刻と考えられるので、少なくとも個人番号関係事務実施者が違反をした際の罰則よりも重いものであると考える。よって罰則を重くすべき。 （理由） 本書の冒頭部、はじめにで、一方で、番号制度の導入に伴い、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念が示されてきた。との導入説明があるだから、このような国民からの意見が出ることは十分想定できたはず。</p>	<p>御意見については、関係省庁に情報提供させていただきます。</p>
3	<p>（該当箇所） 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン （行政機関等・地方公共団体等編）（案）（本文及び別添による構成） P2 第1はじめに （意見） 本ガイドライン案で示されている事例の記述は、何もしないよりは良い。という意味であって、あくまで現場が実際に対処法を検討する際の参考でしかないことをもっと明確に記述すべき。そうした意味では、典型的な例という文言は、本法自体の運用が開始されていない段階で本来記述できる筈の無い内容であって、典型的な例が示されること自体が不</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>適切。記述するのであれば、本ガイドライン等を参考とし、違反や事故を未然防止できるような措置を検討し実施すべき。といった記述にへんこうすべき。</p> <p>(理由)</p> <p>本書の冒頭部、はじめにで、*印は、行政機関等又は地方公共団体等の実際の事務に即した具体的な事例を記述したものである。なお、事例の記述は、理解を助けることを目的として典型的な例を示したものであり、全ての事案を網羅することを目的とするものではない。と記載されており、あたかもすでに対処事例が存在し、この記述内容を実施すれば免責されるかのような印象を国民が持つこと自体が問題。</p>	
4	<p>(該当箇所)</p> <p>本文 P7 第3 総論 第3-1 目的 本文 P7 第3-2 本ガイドラインの適用対象等 (1) 本ガイドラインの適用対象本文 P8~9 第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置 (1) 保護措置の概要本文 P13 第3-5 特定個人情報保護のための主体的な取組について本文 P13 第3-7 本ガイドラインの見直しについて本文 P22 第4-2-(2) 安全管理措置安全管理措置 (番号法第12条、第33条、第34条、個人情報保護法第20条、第21条) 別添 P49 以降 (別添) 特定個人情報に関する安全管理措置 (事業者編) 以上の全文</p> <p>(意見)</p> <p>実社会の情報漏洩等の実態からすると、本ガイドライン記載事項を遵守したとしても、番号法で個人情報保護法よりも厳格な情報管理を要求している個人番号や特定個人情報の安全管理を実現するには、本ガイドラインだけを守ればよい内容でないことは明白である。したがって、番号法への法令遵守を徹底するために本ガイドライン適用対象者が本ガイドラインや他のガイドライン、更に10月27日に実施した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(案)」の給与計算等ソフトウェア制作事業者向け説明会で回答のあったように、参考となる他の公開資料(NISC等の公開資料や公的報告書等)を調査し検討実施する本ガイドラインに現在記載の無い暗号以外の技術等を用いた新たな安全管理措置に柔軟に対応した公共組織側の情報システムインターフェースのAPI等を適時無償で準備公開すべき。</p> <p>(理由)</p> <p>総論目的の記述から番号法第4条、第5条つまり、国の責務や地方公共団体の責務としてこのガイドラインが策定されていることが明記され国家的取組み姿勢が示されている。更に、保護措置の概要では、「特定個人情報について、一般法である個人情報保護法よりも厳格な各種の保護措置を設けている。」と記載され、特別法である番号法で規定する個人番号や特定個人情報に対する安全管理措置の徹底に国家全体で取り組む姿勢が表明されており、実社会で発生している情報漏洩等の実状を踏まえた対策を具体化する必要がある。本ガイドラインで明らかに欠けている部分の一つとして、個人番号関係事務実施者から個人番号利用事務実施者への特定個人情報等の受け渡しに関し相互協力して安全確保する内容の明確な記載事項が無い。過去の個人情報漏洩事故等でも同様な業務処理段階で事件・事故が発生している例が多数存在する。よって、個人情報保護法よりも厳格な管理を要求される番号法が対象とする情報の受け渡しに関し、個人番号関係事務実施者と個人番号利用事務実施者が相互連携して、個人番号関係事務実施者が現場で検討実施する安全管理措置等に対応し、欠けが無いような安全性確保ができるようにしなければならないことは必須である。</p>	<p>当委員会においては、御意見にあるような情報を公表する予定はありません。</p>

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
5	<p>(該当箇所)</p> <p>本文 P8～9 第 3－4 番号法の特定期間に関する保護措置 (1) 保護措置の概要本文 P14 第 4 各論第 4－1 特定期間個人情報の利用制限第 4－1－(1) 個人番号の利用制限 1 個人番号の原則的な取扱い (注) 以上全文。</p> <p>(意見)</p> <p>本ガイドラインを一般国民が拝読した際に、「変換」という言葉に対し新たな用語が出たと感じる筈で、本文 P13 で出る「～一定の法則で変換した番号等も含まれる (番号法第 2 条第 8 項)」も同様の趣旨と考えます。これら記述の趣旨を別な表現をすれば変換後の情報から原本情報に復元できることを意図していることは明白ですので、「原本情報 (個人番号等) を全変換して写像を生成すること」を意味していると理解しました。よって、「復元 (逆変換) 可能な変換」とは「原本情報を全変換した後の情報を指し、乱数値への置換やハッシュも含まれると考えます。更に、それ単独で原本を復元できる可能性を否定できない為 (攻撃者のリソースが膨大であることも想定しなければならない為) 原本と看做さざるを得ず、不十分であるという趣旨と理解できます。この水準の記載の仕方であれば、例えば一般に知られる集合論で言うところの「母集合 (原本情報: この場合は個人番号や特定期間) の全要素を反映させた写像」を作る処理が「変換」であり、「写像は母集合の全要素を反映している為、逆変換できると母集合に戻すことができます。」といった補足説明があると良いのではないのでしょうか。</p> <p>(理由)</p> <p>(1) 保護措置の概要内容に加え、「変換」という語彙が唐突に出現しますので、もう少し解説があってしかるべきと考えます。その際、一般国民でも理解・納得できる概念レベルでの説明は必要だと思います。これは、10月27日に実施した「特定期間個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (事業者編) (案)」の給与計算等ソフトウェア制作事業者向け説明会で回答のあった暗号化に対する回答で、暗号化してあっても個人番号であり、特定期間情報と看做され、更にマスキングに暗号化は利用できないとの回答の背景を示すことになると考えます。</p>	<p>一般的に現状の記述で理解いただけるものと考えます。</p>
6	<p>(該当箇所)</p> <p>P10 ウ 特定期間個人情報の提供制限等</p> <p>(意見)</p> <p>本人を通して本人と同一の世帯に属する者から個人番号を得ることができない場合の扱いについてガイドラインに追記すると良いと思われます。</p> <p>(理由)</p> <p>個人番号の提供のための制限 (番号法第 15 条) に関する事項として、「自己と同一の世帯に属する者」に対しては個人番号の提供を求めることができる」と、注釈で記載されています。</p> <p>一方で、ドメスティックバイオレンスなどの事由により、同一世帯といえども、配偶者等に対して自己の個人番号 (個人情報) を開示したくないケースも想定されます。</p> <p>本人が個人番号関係事務実施者となって同一の世帯に属する者に個人番号の提供を求めるときに上記のようなケースが発生した場合、本人に対して同一の世帯に属する者が個人番号を提供しないことから、個人番号利用事務実施者とな</p>	<p>個人番号の取得方法については、本来、個人番号を利用する行政機関等及び地方公共団体等において番号法に則して検討すべきことと考えます。</p>

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>る各行政機関の職員等が個別に同一の世帯に属する者の個人番号を収集することも想定されるため、このような状況下での対応の考え方について、予めガイドラインに追記しておくことが良いと思われます。</p>	
7	<p>第4-1-(1)1B利用目的以外の目的のための個人番号の利用禁止について</p> <p>個人番号の利用目的の明示について、「番号法第19条第7号及び第8号に基づいて他の個人番号利用事務実施者に提供する場合があることは、明示する必要はない」とあるが、番号法第9条第2項並びに第19条第9号及び第14号に基づく場合（条例に基づく特定個人情報の移転や他機関との情報連携）も、条例で利用目的が公示されているので同様の扱いになるのではないかと。</p>	<p>御意見のとおり、番号法第9条第2項に基づく条例が制定されれば、本ガイドラインの事例と同様の取扱いになります。なお、本ガイドラインでは、番号法において利用目的が明確に規定されている第7号及び第8号を具体例として記述していますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
8	<p>特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（案）の第4-2-(1)にある「委託の取扱い」について、当該委託は番号利用事務等の委託と指し示してあるところ。つまり、個人番号利用事務と個人番号関係事務の委託を想定しているものと考えられるが、個人番号利用事務等を行うにあたってシステム開発やシステムの保守管理についても及ぶものか明記いただきたい。</p> <p>仮にシステム開発やシステムの保守管理についても当該規定が及ぶ場合、必然的に同ガイドライン（案）の第4-2-(1)-1-Bの「契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止～実地の調査を行うことができる規定等を盛り込まなければならない。」を遵守する必要性が発生し、個人番号利用事務等のシステム改修の契約内容の変更及び今後のシステムの保守管理についても同様の対応が必要となるため。</p>	<p>個人番号利用事務等を行うためのシステムの開発、運用保守等についても、当該作業において特定個人情報を取り扱うのであれば、個人番号利用事務等の一部の委託を受けた者に該当すると考えられます。</p>
9	<p>（該当箇所）</p> <p>19～21 ページ委託の取り扱い</p> <p>30～32 ページ情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供</p> <p>（意見）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 委託については、万全の管理体制に関する規定や制限を行う必要がある。</li> <li>2. 特定個人情報の情報提供ネットワークによる運用については、あらゆる可能性を想定した万全の安全性を確保する必要がある。</li> </ol> <p>（理由）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 民間でも情報処理等の委託において不正の案件があり、情報の重要性や機密性の点からも十分な管理体制が求められるため。</li> <li>2. ネットワークに接続する情報システムについては、不正アクセスやサイバー攻撃等が問題になっており、システム構築や運用について万全の対策を取ることが求められるため。</li> </ol>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
10	<p>（該当箇所）</p> <p>P19～P22</p> <p>（意見）</p> <p>「第4-2 特定個人情報の安全管理措置等」の構成として、「安全管理措置」を先に示して、これに続いて「委託の取扱い」を示すほうが分かり易いのではないかと。</p>	<p>委託の取扱い（番号法第10条・第11条）と安全管理措置（同法第12条）は、番号法の条文の順番に合わせて記述しています。</p>

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	<p>(理由)</p> <p>安全管理措置は、事業者自らが講じた上で、委託先にもその措置と同等あるいは同等以上の措置を求めるとするのが自然な考え方である。</p>	
11	<p>第4-3-(2)2Bk 各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供について(28ページ)</p> <p>番号法19条12号の規定に基づく特定個人情報の提供について、指針では特に示されていないが、提供の求めに応じる場合には、提供元においてその公益性について自ら判断して対応すべきであり、無条件に対応すべきではないと思うが、その点の考え方は示さないのか。</p>	<p>御指摘の点については、番号法19条第12号に規定する各調査等の手続に則って行われるものと考えています。</p>
12	<p>(該当箇所)</p> <p>P35</p> <p>(意見)</p> <p>第4-3-(5)本人確認のく参考&gt;となっている記述は、番号法、番号法施行令、番号法施行規則を参照しなければならず分かりにくいので、本ガイドラインだけで理解できるようにすべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>本人確認は、個人番号の提供を受けるにあたり行わなければならない重要なプロセスであることから、行政機関等及び地方公共団体等が適正かつ容易に状況に応じた対応が取れる必要があるが、このガイドラインでは、他の規則等を参照する形式になっており、本ガイドラインだけでは対応が取れない。</p> <p>社会保障・番号制度のホームページの「本人確認の錯置についての資料 (<a href="http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/sekoukisoku/26-4hk.pdf">http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/sekoukisoku/26-4hk.pdf</a>) に例がある。</p>	<p>本人確認においては、番号法、番号法施行令及び番号法施行規則に詳細に定められている他、個人番号利用事務実施者が認める方法があり、各行政手続の関係省庁等にご確認いただく部分があることから、現状の記載に留めています。</p> <p>御意見については、関係省庁に情報提供させていただきます。</p>
13	<p>41ページにおける「訂正」は、情報の消去も含む概念という理解でよろしいでしょうか。42ページにおいて「自己を本人とする保有個人情報が適法に取得されたものでないとき等のときは、その利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)を請求することができる」とありますが、例えば誤った情報の消去を求める場合は「訂正」(41頁)と「利用停止」のいずれを根拠として請求すれば良いのかがわかりません。</p>	<p>御指摘の部分は番号法の一般法である行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が規定する訂正請求に関する番号法上の読替え部分を解説したのになります。これらの場合、開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止の取扱いについては、番号法により読み替えられることとなる部分を除き、従来どおり一般法の定めに従うこととなります。つまり、消去を求める場合、「訂正」、「利用の停止」のいずれによるべきかについても、各一般法の規定に従うこととなります。地方公共団体においては、それぞれの個人情報保護条例において、開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止の取扱いについて規定されていると考えられますので、消去請求について「訂正」又は「利用停止」のいずれによるべきかは、当該個人情報保護条例の各規定の定めに従うことになると考えられます。</p>

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
14	<p>本件ガイドライン案第4-4-(5)Cは、「情報提供等の記録については、情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存されるものであり目的外利用及び提供の規定に違反した事態が想定されないことなどから、利用停止の請求をすることができない。」としています。そして、これは、番号法第30条第1項から第3項までにより行政機関個人情報保護法第4章第3節等の適用が除外されるためであると思われる。</p> <p>しかし、利用停止の請求は、いったん適法に個人情報取得された後において、利用目的の範囲を超えてこの保有を継続している場合にも認められるものです。ところが、システムにより自動保存された個人情報の保有がいつになると利用目的の範囲を超えたものになるのかを機械的に判断するのは困難であり、目的外利用及び提供の規定に違反した事態は、想定し得ると思います。</p> <p>したがって、このような取扱いとするのであれば、情報提供等の記録は、法定の保存期間が経過した時点で自動的に確実に消去すべきであり、同案第4-3-(3)□2にその旨明記すべきだと思います。</p>	<p>必要のない特定個人情報については、収集・保管を禁止されていることから、法定の保存期間を経過した情報提供等記録については、文書管理に関する規程等に基づいて廃棄されることとなります。</p>
15	<p>(該当箇所) P43 (意見) 第1パラグラフのところで、「特定個人情報保護評価は・・・自ら宣言するものである。」とあるが、特定個人情報保護評価指針に詳細が記述されているものの、重要な公表までのプロセスとして、住民の意見聴取や特定個人情報保護委員会の関与があることについて明記すべきではないか。</p> <p>(理由) 「特定個人情報保護評価」は、その重要性に鑑み、評価実施機関が一方的に、評価し自己宣言するものではなく、その重要性に応じ、第三者の関与があることにも触れる必要がある。</p>	<p>詳細は特定個人情報保護評価指針に明記してありますので、現状の記載で十分と考えます。</p>
16	<p>(該当箇所) P50、P51 (意見) 「□1安全管理措置の検討手順」に、重要な手順の一つとして、「明確になった事務及び特定個人情報の範囲を踏まえ、その取扱い上のリスクを認識、分析し、必要なリスク対応策を検討することが重要である。」主旨の記述を挿入すべきである。</p> <p>また、「これらの対応策を適切かつ確実に運用し、特定個人情報の取扱いに関し継続的改善を図ることを可能とする個人情報保護マネジメントシステムを構築し運用することが望ましい。」主旨の文言を入れてはどうか。</p> <p>(理由) 安全管理措置は、機関によって特定個人情報を取扱う環境や条件が異なることから、それぞれの状況に応じてリスクを認識した上で構築することが重要である。</p> <p>マネジメントシステムの考え方を導入することで、継続的・組織的に特定個人情報の適正な取扱いが確保できる。</p>	<p>詳細な検討手順及び運用方法等は、それぞれの組織及び事務の特性等が異なっていることから、御意見の文言を、ガイドラインの対象となる行政機関等及び地方公共団体等に対して規定することは、望ましくないと考えます。</p>

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
17	<p>(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置について</p> <p>2 講ずべき安全管理措置の内容 A 基本方針の策定 では、基本方針の策定の重要性について述べているが、基本方針とはプライバシーポリシーのようなものなのか。そうであれば、行政機関個人情報保護法や個人情報保護条例がそれに該当するものと思われるので、あえて策定する必要はないのではないか。また、むしろ策定すると、寄るべき基準が増え、正しく運用されないということにならないか。</p>	<p>特定個人情報等の取扱いに係る基本方針は、既存の個人情報の取扱いに関する基本方針(個人情報保護方針、個人情報保護条例等)を改正する方法又は別に策定する方法いずれでも差し支えありません。</p>
18	<p>(該当箇所)</p> <p>別添 P54 b 取扱規程等に基づく運用</p> <p>(意見)</p> <p>運用状況の確認のため、記録を取得するだけでなく、少なくとも定期的に、また、適宜抜き打ち的に内容を確認する必要性を明示すべきです。また、確認時にどのような内容を確認するかについても、各組織できちんと定めておくように促すべきです。</p> <p>(理由)</p> <p>こうした記録を取得することは、最近では一般化しつつありますが、一方で、そのチェックはあまり行われていない現状があります。こうしたチェックを確実にを行うための体制や仕組みの導入を促す必要があります。</p>	<p>「F c 外部からの不正アクセス等の防止」の手法の例示に以下の項目を追加しました。</p> <p>* ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する。</p> <p>なお、「C b 取扱規程等に基づく運用」における記録は、「C e 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し」において、事業者の規模や特定個人情報等を取り扱う事務の特性等に応じて、点検することを想定しています。</p>
19	<p>・54 頁に、情報漏えい等の事実の発生又は兆候を把握した場合の話題があるが、どのように情報漏えい等の事実の兆候を把握するのかということから説明するべき。</p>	<p>御指摘の点については、「C e 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し」において、特定個人情報の取扱状況を把握するため、特定個人情報の管理状況について、定期に又は随時に点検又は監査を行うことを示しています。</p> <p>また、「F c 外部からの不正アクセス等の防止」の手法の例示に以下の項目を追加しました。</p> <p>* ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する。</p>
20	<p>(該当箇所)</p> <p>P55～ P57 (E 物理的安全管理措置)</p> <p>(意見)</p> <p>特定個人情報等の適正な取り扱いのための措置として、物理的な破損、滅失に対応するためのバックアップ等の措置を追加すべきではないか。</p> <p>(理由)</p> <p>東日本大震災の経験に照らしても、かかる重要なデータが失われることなく、継続的に利用可能な状態に置いておく必要がある。</p>	<p>バックアップの要否は、特定個人情報等の滅失又は毀損時における業務継続性の要件等の事務の特性により異なるため、それぞれの事務の特性及び各組織における個人情報保護の実態等を踏まえ、各組織が適切に判断するものと考えます。</p>



No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
21	<p>(該当箇所) 別添 P57 c 電子媒体を持ち出す場合の漏洩等の防止 ほか (意見) データの暗号化やパスワード保護について記載した部分が、これを含めて複数ありますが、暗号化時の暗号鍵もしくは暗号化や認証に使用するパスワードの適切な管理についての記述が必要です。 (理由) 可搬媒体を使用して業務上、データを受け渡す場合などに、送り先に対して暗号鍵やパスワードを知らせる方法が杜撰(たとえば、媒体にパスワードを書いた書類を添付しているなど)であるケースが見られ、こうしたことを防止する必要があります。また、パスワード暗号化の場合、単純なパスワードを使用した場合に、総当たりや辞書攻撃で暗号が解読される危険性もあり、複雑性についての基準も定める必要があります。</p>	<p>使用可能な電子媒体等の制限等が必要と判断し、本項目及び「F c不正アクセス等の防止」に追記をいたしました。 なお、データの暗号化又はパスワードによる保護は、一般的に考えられる適切な手段で行われることを想定しています。御意見にあるような不適切な取扱いがなされないよう、事務取扱担当者等に対して必要な教育研修を行うことが重要と考えます。</p>
22	<p>・57 頁に、委託先による削除又は廃棄を証明書等により確認とあるが、委託先自らの証明書なら事実と異なる証明書をいくらかでも発行でき、証明にならない。指定した作業場でのみの作業として実地に削除や廃棄を確認するなどの監督や、それが実現できないときは委託自体を行わないことも含めて考えるなど、もっと厳しい管理の指針とするべき。 もしその証明書等が虚偽であった場合、単に証明書のみで確認済とした委託者である地方自治体に監督責任があると明記するべき。</p>	<p>委託に際しては、第4-2-(1)に示す取扱いを前提としておりますので、御指摘の点については、適切に実施されることとしていきます。</p>
23	<p>・58 頁「アクセス者の識別と認証」について、個人情報の取扱いにおいて、ユーザーID、パスワードを必要とする仕組みにしているも、1人のユーザーIDとパスワードでログインし、そのまま他の職員も利用しているという実例があったことが判明(ストーカー事件での報道による)している。同様のことは特定個人情報についても発生する危険性があるから、そのような利用を防ぐ方法も例示するべき。</p>	<p>御指摘の点については、情報システムにおけるアクセス者の識別方法として、磁気・ICカードや生体情報等も考えられることを示しており、また、御指摘のような事例が発生しないよう事務取扱担当者等に対して必要な教育研修を行うことが重要と考えます。</p>
24	<p>「アクセス履歴の保管期間」「漏洩時の賠償責任」「漏洩が疑われる時の調査責任」について規定していただきたい。 民間企業での事例のようにアクセス者が害意をもってアクセスした場合、発覚から賠償までの指標が全くない。</p>	<p>「アクセス履歴の保管期間」については、そのシステムで取り扱う情報の種類、量、システムの取り扱う職員の数、点検・監査の頻度等を総合的に勘案し、それぞれの組織において適切に規定していただくことが必要であると考えます。 「漏えい時の賠償責任」については、漏えいによって個人の何らかの法益が侵害され、賠償責任が発生するかどうかについてはケースバイケースであり、本ガイドラインに記載するのは適切でないと考えます。 「漏えいが疑われる時の調査責任」については、各組織において、情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備することになると考えます。</p>

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
25	<p>個人番号そのものは、氏名と同じものであって、その提供・流通には特段の問題はない。</p> <p>問題なのは、それ以降の2点；</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 番号以外の多様な個人情報との連結。</li> <li>2. 本人である事の証明。</li> </ol> <p>1の観点から、業者に対して規制すべきなのは、個人番号の公表ではなく、それ以外の情報との連結・公開であって、これまで業者が顧客から取得していた個人情報に個人番号を加えること自体には問題がない（名前を番号に置き換えただけ）。</p> <p>情報の連結は、官庁の内（公益目的）のみとし、その提供は戸籍謄本同様に、明確な身分証明に基づいて行われるべきものだ。</p> <p>上記の目的のためにも、2の「本人である事の証明」が重要になる。</p> <p>印鑑に匹敵する証明能力を付与された「個人番号ICカード」が有効であろう。</p> <p>クレジットカードに匹敵するパスワードなどのセキュリティと、悪用防止の法的罰則などを伴うものにして、現在、保険証や免許証などが二次的に果たしている身分証明証の働きを、この「個人番号ICカード」が果たすようになるべきなのだ。</p> <p>パスワードを伴う事で、最近問題になっているネット上でのアイデンティティの証明も可能になり、ネット取引の一層の発展にも寄与する。</p>	<p>御意見については、関係省庁に情報提供させていただきます。</p>

※なお、上記意見のほか、本ガイドラインの内容とは関係がないと考えられる御意見が5件ありました。御意見ありがとうございました。